

徳島県告示第九十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第四項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和八年二月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
由岐加入区	由岐漁業協同組合 の地区	底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総 トン数が二十トン以上百トン未満のもの）及び小型定 置漁業以外の漁業